



除雪作業にご協力ください

円滑な除雪作業を行うために

● 除雪実施条件

新雪15cm以上の積雪があること

● 作業時間帯 5時〜18時

※ただし、緊急時においては作業時間に制限を設けません。

● 除雪路線

① 主要市道やバス路線、国道・県道に通じる市道

② 集落間を結ぶ市道

③ 集落内市道（除雪できる幅員・回転場がある除雪対象路線）

● 除雪作業時のお願い

① 国道・県道・市道に面する人家の

屋根から落下した雪や除雪後の家の出入り口の雪は、交通に支障のないよう各家庭で処理をお願いします。

② 道路上や待避所などに車両などを放置しないでください。やむを得ず一時的に置く場合は、赤布を縛りつけた竹を立てるなど目印をつけるようお願いいたします。

※除雪作業中に放置物件に損傷を与えても補償はしません。

③ 民有地の樹木などが路上に倒れ、通行の支障となる場合は、所有者が事前に処理をお願いします。

※通行の支障となる樹木は、県・市がやむを得ず伐採することがあり

ます。

④ 除雪作業で碎石などが耕地に入る場合がありますが、この場合の除去補償はしません。

⑤ 国道・県道・市道の一部に立てるスノーポールや木製ポールを撤去しないでください。

⑥ 除雪は主要幹線道路を優先して行います。作業の順序は状況によって前後することがあります。

【問い合わせ】

市道の除雪：土木建設課

☎ 23・3311

県道・国道の除雪：広瀬土木事業所
☎ 32・2031

小型除雪機を無料で貸し出します

手押し型小型除雪機を下記の場合に配置します。各自治会や自主防災組織、ボランティア団体等に無料で貸し出しますのでご利用ください。

機材の燃料費、修理費、維持管理費は市が負担しますが、配置場所からの搬出・搬入は各自でお願いします。

借り受け方法や除雪機の空き状況などは、それぞれの施設へ問い合わせ

してください。

【問い合わせ】

防災課 ☎ 23・3172

手押し小型除雪機の配置場所

消防署安来本署	☎ 22・0119
消防署広瀬分署	☎ 32・2308
消防署伯太分署	☎ 37・1026
布部交流センター	☎ 36・0001
比田交流センター	☎ 34・0001
東比田交流センター	☎ 34・0211
山佐交流センター	☎ 35・0129
宇波交流センター	☎ 36・0852
西谷交流センター	☎ 36・0376
奥田原交流センター	☎ 35・0047
安田交流センター	☎ 37・0835
井尻交流センター	☎ 37・0836
赤屋交流センター	☎ 38・0145



▲手押し小型除雪機。軽トラックで搬送する場合は、足下駄（ブリッジ）が必要になる施設もあります。